

## 令和3年度第5回坂戸市教育委員会会議議事録

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和3年9月28日(火)午後2時00分 安齊教育長

閉会 令和3年9月28日(火)午後2時25分 安齊教育長

### 2 開催場所

坂戸市役所401会議室

### 3 出席委員

1番 小川 一信(教育長職務代理者)                      2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹    4番 毛利 陽子

5番 安齊 敏雄(教育長)

### 4 議事参与者

教育部長 宮崎 勝

教育部長 谷口 義明

次長兼社会教育担当副参与 岡田 全弘

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 小峰 大吾

中央公民館長 間々田 征典

北坂戸公民館長 利根川 明

城山公民館長 志村 正

図書館長 勝俣 敦

教育総務課副課長 加賀谷 順子

学校教育課副課長 野口 潤也

書記 山崎 憲次郎

書記 藤野 陽介

### 5 会議の概要

#### 【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

(署名 9.28 教育長、小川委員、藤野書記)

#### 【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 議事録署名委員は、蓼沼委員を指名いたします。

#### 【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。(1)教育長報告をいたします。私から報告を申し上げます。

最初に、来年度の坂戸市指定文化財補助金等について、本来ですと対面での会議で、諮問のうえ、審議する予定であった第1回坂戸市文化財保護審議会を書面で開催し、適切であるとの答申を8月18日に委員長からい

いただきました。次に、8月25日には、大阪にいる元小学校長の木村康子先生から児童生徒理解についての講義をいただく研修会があり、Zoomを使ったオンラインで、私の方から挨拶と講師紹介を行いました。大阪と坂戸にそれぞれ居ながらにして結ぶというデジタル社会の新しい研修方法を昨年度から行っております。8月31日から9月24日まで9月議会定例会がございました。その中で、毛利委員さんの2期目の教育委員としての任命が全会一致で同意をされました。毛利委員さんにおかれましては、引き続きの御指導をお願いいたします。なお、8月24日と本日の午前中に校長会がございましたので、内容については、後ほどの協議会で御報告を申し上げます。以上この間の報告でございます。

教育長 質問等がありましたら、お願いします。  
(なし)

教育長 他に、各部課長から報告事項がありましたらお願いします。  
(なし)

教育長 ないようですので、以上で報告事項を終わります。

#### 【日程第4 議 事】

議案第16号及び議案第17号は、人事に関する案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条第1項の規定により、非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

◎議案第16号 坂戸市いじめ問題対策連絡協議会委員の辞職について  
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第17号 坂戸市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について  
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長 議案第18号、「令和4年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育課長 議案第18号、令和4年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について、埼玉県教育委員会の人事異動方針を尊重するとともに、関係機関との協力により適正な人事を行うため、この案を提出するものであります。

補足説明をさせていただきます。「令和4年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針(案)」をご覧ください。令和4年度当初における坂戸市立小・中学校教職員の人事異動方針につきましては、埼玉県教育委

員会による「令和4年度当初教職員人事異動方針」に基づき、「学び合い交流するまちづくり」を基本とした「坂戸市教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する市民の期待に応えるため、次の8点を基本方針といたしました。1点目は、学校教育の活性化を図るため、適材適所に人材を配置することを基本に人事異動を行います。2点目は教職員の人材育成・資質向上のための人事異動を推進いたします。3点目は、学校間における教職員の年齢構成や経験年数の不均衡を是正するため、広範囲での人事交流に努めます。4点目は、本市の教育水準の向上のために、計画的な人事異動を実施いたします。5点目は、学校間の教職員組織の均衡等を勘案して新採用教職員の適切な配置に努めます。6点目は、再任用教職員の豊かな経験を生かすため、適切な配置に努めます。7点目は、女性教職員の個々の能力が十分に発揮できるよう配所します。そして、8点目といたしまして、障害のある教職員の個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努めます。というものでございます。続きまして、「2 転任・転補」についてです。現在市内の小・中学校に勤務しております教職員が、本市以外の市町村に異動する「転任」と、市内での異動となる「転補」につきましては、基本方針をもとに異動を行います。詳細は細部事項のところでご説明いたします。「3 登用」につきまして、管理職について、幅広い人事交流の視点で行うこと、女性教職員や若手教職員の管理職への積極的な登用に努めることといたします。続きまして、「令和4年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項（案）」をご覧ください。まずは「1 退職について」でございます。今年度末で満45歳を超え、且つ勤続20年を超える者が定年退職前に早期に退職する、いわゆる勧奨退職に関しまして、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」につきましては、令和3年12月8日といたします。次に、「2 転任・転補について」の教職員の異動につきましては、(3)にある者を除き、原則として、同一校在職3年以上の者が異動の対象者となります。また、次のページの(9)にございますが、新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員につきましては、積極的に多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に、原則として他の市町村への異動を行います。その下、(10)にございますように、学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校在職10年以内に異動を行うこととしており、特に、同一校在職7年以上の者につきましては、積極的に異動を行うことといたします。なお、(18)(19)にございますように、教職員の心身の状況や家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行います。「3 採用等について」につきましては、次のページ(6)に記載されております、「再任用」を希望する教職員が増加しておりますことから、

新採用や臨時的任用教職員の配置等、長期的な展望にたつて、年度当初の人事を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございますが、この「令和4年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針」並びに「細部事項」につきましては、本日ご審議をいただきました後、9月30日の臨時校長会にて、各小・中学校長に周知し、10月1日にそれぞれの学校で教職員に通知していただく予定でございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

松井委員 新採用教職員の人数は、何名ですか。また、管理職選考の状況を教えてください。

学校教育課長 新採用教職員は、小・中学校各10名程度おります。

谷口教育部長 管理職選考の状況につきましては、今年度は少し増えまして、校長選考11名、教頭選考7名となっております。

小川教育長職務代理者 昨年度と比べて大きな変更点がありますか。

学校教育課長 大きな変更点としては、さいたま市との人事交流が今年度行われない点の変更となります。

小川教育長職務代理者 再任用を希望する先生の割合はどのくらいでしょうか。

学校教育課長 今年度の現時点では、8割から9割程度の先生が再任用を希望しております。

松井委員 さいたま市との人事交流が行われなくなった理由は何かありますか。

学校教育課長 さいたま市が政令指定都市となり、猶予期間を経過したことから、人事交流が今年度行われないこととなりました。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第18号、「令和4年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

#### 【日程第5 その他】

教育長 御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和3年度第5回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和3年度第5回坂戸市教育委員会会議閉会>